

茨城工業高等専門学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、茨城工業高等専門学校同窓会と称し、本部を茨城工業高等専門学校に置く。
- 第 2 条 本会は、会員相互の連絡を密にし、親睦を図り併せて母校の隆盛と会員相互の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会員名簿を発行し会員に配布する。
 - (2) その他本会の目的を達成するのに必要な事項

第2章 会 員

- 第 4 条 本会は、次の会員により構成する。
- (1) 正 会 員 茨城工業高等専門学校本科卒業生および専攻科修了生ならびに本会の幹事会において承諾した者。
 - (2) 準 会 員 茨城工業高等専門学校在校生。
 - (3) 名誉会員 母校に在職し又は在職した教職員で、幹事会の推薦により会長の承諾した者。

第3章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1 名 副会長 3 名 幹事若干名 会計監事 2 名 事務局若干名
- 第 6 条 会長は、正会員の中から幹事会で選出し、会務を統括処理する。
- 第 7 条 副会長は、正会員の中から幹事会で選出し、会長を補佐する。
- 第 8 条 幹事は、同期正会員中より本科卒業生からは各クラス 2 名ずつ、専攻科修了生からは 1 名を会員の互選により選出する。
- 第 9 条 会計監事は、幹事会において選出し年 1 回の会計及び会務の監査を行い幹事会に報告する。
- 第 10 条 事務局は、幹事会の推薦により会員中より会長が委嘱し、会の会計及び事務にあたる。
- 第 11 条 会長、副会長、幹事は執行部を組織し会務の運営に当たり、会長はその執行の責に任ずる。
- 第 12 条 各役員任期は原則として 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第 13 条 特別な理由により、役員の中で会務の遂行が不可能になる役員が生じた場合は、役員会で決定の上、次の幹事会まで他の役員が代行する。

第4章 会 議

- 第 14 条 総会は、幹事会が会務運営上必要と認められた場合、会長がこれを召集する。
- 第 15 条 幹事会は、会長、副会長、幹事、会計監事、事務局によって構成され、毎年 1 回会長が召集する。ただし、会長が会務運営上必要と認めた場合、幹事 2 分の 1 以上の要求のあった場合は、随時に召集することができる。
- 第 16 条 幹事会は、委任状を認め次の事項を審議する。
- (1) 本会の予算、決算の承認。
 - (2) 会則の改廃及び諸規定の制定。
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第 17 条 総会、幹事会の議決は、出席人員の過半数の同意を必要とする。
- 第 18 条 本会の会務内容は、会報又は適当な方法により会員に連絡報告する。

第5章 会 計

- 第 19 条 正会員は、入会金 5,000 円を本科卒業時あるいは専攻科修了時に納入し、総会その他の運営費用はその都度徴収する。なお、準会員・名誉会員からは、徴収しない。
- 第 20 条 本会の経費は、入会金、会費及び寄付金をもってこれに充てる。ただし、特に使途を指定した寄付金は、寄付者の承認がなければ一般経費として使用できない。

第 21 条 現金の保管は、次の方法による。

- (1) 銀行預金
- (2) 郵便預金
- (3) 国庫債券

第 22 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 支 部

第 23 条 本会は、必要に応じ地区または職域に支部を置くことができる。ただし、支部長は支部名、支部員名簿を会長に提出し、幹事会の承認をうける。

2 支部代表者は、幹事会に出席することができる。ただし、議決権はない。

附 則

本会則は、昭和 44 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本会則は、昭和 62 年 3 月 8 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 8 年 3 月 10 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 9 年 3 月 9 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 20 年 9 月 13 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 22 年 4 月 24 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 28 年 3 月 26 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 30 年 3 月 31 日より施行する。

茨城工業高等専門学校同窓会細則

第 1 条 茨城工業高等専門学校同窓会会則を施行、運営するにあたり、本細則を適用するものとする。

第 2 条 施行、運営すべき事業は次のものとする。

区 分	金 品 細 目	適 用
会員の死去 名誉会員の退職 名誉会員の死去 教員の退職	記念品の贈呈 協議の上決定 記念品代の贈呈	弔電を打つ 弔電を打つ 30 年以上 3 万円 10 年以上～30 年未満 2 万円 10 年未満 1 万円 なお、高専間教員交流にともなう異動は対象外とする
教員の転出 教員の死去	協議の上記念品の贈呈 協議の上決定	弔電を打つ

第 3 条 本会則の改廃は幹事会の協議により行うものとする。

附 則

本細則は、昭和 58 年 3 月 13 日より施行する。

附 則

本細則は、平成 22 年 4 月 24 日より施行する。